平成２１年（フ）第３４１号
三重県鈴鹿市岡田３丁目28番１号
債務者　松代　　篤
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５４号
三重県鈴鹿市稲生こがね園18番22号、前住所
三重県鈴鹿市稲生２丁目11番19号
債務者　山田　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６号
三重県津市久居二ノ町1858番地１
債務者　近藤　正己
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８号
滋賀県近江八幡市西元町48番地
債務者　万里川津留子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３９号
滋賀県近江八幡市西元町48番地
債務者　万里川　明
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４４号
滋賀県愛知郡愛荘町栗田841番地
債務者　濵田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４７号
滋賀県東近江市山路町277番地１　206号
債務者　稲橋こと　三浦奈保子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４８号
滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬691番地５
債務者　秋尾　和子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５４号
滋賀県東近江市佐野町728番地パークシティ能登川404号
債務者　嶋田　清美（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７６号
神戸市兵庫区石井町２丁目３番10号行本マンション405号
債務者　大田こと　杉本　鶴美（旧姓藤本・寺西）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９４号
神戸市垂水区西舞子６丁目１番23号
債務者　檀上　　正
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目２番２―102号、従前の住所神戸市長田区浪松町２丁目１番７―704号
債務者　岡村　敬志
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３４号
神戸市長田区三番町３丁目３番地の11、従前の住所神戸市須磨区白川台３丁目62番地の１
債務者　白井　　進
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０号
神戸市灘区岩屋北町４丁目３番25―307号、従前の住所神戸市東灘区御影塚町４丁目１番４号
債務者　那須　幸三
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４―435号
債務者　髙橋　勇作
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４３号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４―435号
債務者　髙橋　良子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２０１号
広島県廿日市市永原10番地209
債務者　松井　早子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７号
広島市安佐北区落合４丁目５番３号
債務者　和田　岩雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部